

みなさまのプラスに。



地盤保証 **安住**

PLUS

マイホームの安心を
“足もと” から保証！

地盤保証業務20年の実績
100% (最大5,000万円) 保証
大手損保会社の付保証明付

表面波探査法による地盤調査の結果に基づいて適切な地業・地盤対策・改良工事基礎の設計・施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じた場合、地盤と建物の修復工事を行います。

調査方法：表面波探査法による地盤調査

保証対象：木造・軽量鉄骨造3階建以下の建物
(工場・倉庫を除きます)

延床面積1,000㎡以下・軒高10m以下

※ビイック欄による解析・判定に則って設計・施工を行った物件に限ります。

保証料：¥31,500 (税込)

10年一括/5,000万円

NPOの100%保証



地盤と建物の
修復工事



地盤保証 **安住**

PLUS 大きな安心をサポート



NPO法人の保証

当NPO(特定非営利活動法人)は、現在70社を超える地盤調査会社(法人会員)で構成されています。たとえ会員企業が倒産したとしても、NPO法人は支障なく運営していくことができます。



大手損害保険会社の付保証明書を物件ごとに発行

当NPOは、大手損害保険会社と10年一括保険契約を締結し、10年間資力の心配なく地盤保証が行える仕組みを構築しました。

物件ごとに地盤保証書とともに大手損害保険会社との保険契約が存在することを証明する「付保証明書」を添付致します。



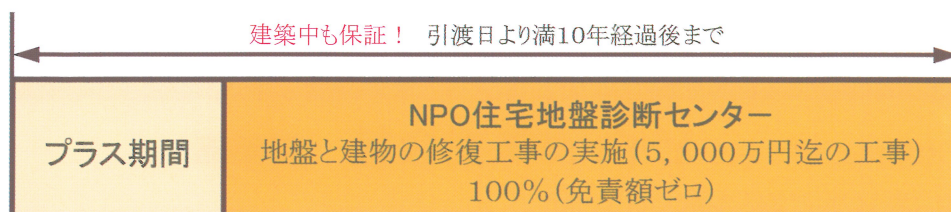
基礎着工日から保証開始

地盤調査と同時に申し込み頂くことで、基礎着工時から地盤保証が開始します。建築中の不同沈下に対しても保証が適用されます。



ビルダー様倒産時はお施主様へ保証

保証期間中に被保証者様(住宅供給業者様)が倒産した場合には、対象物件の供給を被保証者様に発注された方(お施主様)に対して、引き続き保証が引き継がれます。



基礎着工

完成・引渡

引渡後満10年経過



【地盤保証の概要と手続きの流れ】

1. 地盤保証にご加入できる方

地盤保証「PLUS」は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)上の瑕疵担保責任を負う住宅供給者様(引渡業者様)または店舗・事務所の供給者様(引渡業者様)がご利用することができます。1物件ごとのご加入となります。

2. 対象物件

木造または軽量鉄骨造で地上3階・地下1階までの建物、かつ軒高10m以下、延床面積1000㎡以下の新築建物が対象となります。店舗・事務所も対象となります。ただし、工場・倉庫はご加入いただけません。詳細はお問合せ下さい。

3. 地盤調査

地盤保証「PLUS」のご利用にあたっては、NPO住宅地盤診断センター会員企業が行う表面波探査法による地盤調査(支持力・予測沈下量調査)が必要となります。また、地盤調査報告書には、ビイック株式会社による基礎考察が添付されていることが必要です。さらに、基礎考察に従った内容の設計・施工を行っていただくことが保証の条件となります。

なお、適切な地盤調査を行うために障害となる要因がある場合、障害要因を排除した後に地盤調査を行うことが必要です。
※障害要因の例:既存構造物が存在する場合、調査後に盛土・切土・埋戻しなどの造成予定がある場合、樹木を抜く場合、建物配置内にコンクリートが存在している場合、埋設物を掘り起こす場合、など。

4. 手続きの流れ

①地盤保証のお申込み

NPO住宅地盤診断センター正会員企業へ地盤調査とともにお申込み下さい。



②地盤調査報告書の基礎提案、基礎考察に従った地業または地盤対策(補強)工事の実施

基礎考察の中で「表面波探査法による再度の地盤調査が必要」と明記された物件については、地業または地盤対策工事後に、表面波探査法による再調査(効果確認)が必要となります。



③「地盤対策(補強)工事報告書」のご提出 ※地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件のみ

地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件については、地盤補強工事専門業者に工事をご依頼下さい。一部の工法を除き、指定工事会社制は採用しておりません。但し、小口径鋼管杭等一部の工法については、工事実施前に当NPOと工事施工業者様との間で、施工責任についての覚書を取り交わすことが必要となります。



④「地盤保証書発行申請書」のご提出

地盤保証「PLUS」の保証は基礎着工時点から開始し、引渡日から満10年間経過した時に終了します。引渡日が決定次第、「地盤保証発行申請書」をご提出下さい。

※着工後に地盤保証のお申し込みをいただいた場合、保証は引渡日から開始となります。



⑤「地盤保証書」プラス「付保証明書」の発行

保証書および付保証明書が到着したら、内容をご確認の上、加入者である住宅供給者様(引渡業者様)において、紛失しないように大切に保管して下さい。

※地盤保証書の発行には、事前に地盤保証料のお支払いが完了していることが必要です。

保証団体

特定非営利活動法人 NPO住宅地盤診断センター (2003年内閣府認証:府国生第568号)

お問合せ

NPO正会員 地盤調査専門会社 **ビイック株式会社** 営業部

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-12-16

TEL:03-3947-5800 FAX:03-3947-7321 <http://www.vic-ltd.co.jp>

宅地地盤保証のご案内



マイホームの安心を
“足もと”から保証します！

調査方法 : 表面波探査法による地盤調査
保証対象 : 宅地とその住まいに限ります
木造・軽量鉄骨造3階建以下の専用住宅
延床面積280㎡以下・軒高10m以下
当NPO又はビイック㈱による解析物件

「安住」「安心ワイド」2つの保証から選択できます
いずれの住宅瑕疵担保責任保険法人をご利用の場合でも加入できます

安住

あんじゅう

【おかげさまで18周年】

地盤(不同沈下) 100%保証

保証料：¥26,250 (税込)

表面波探査法による地盤調査の結果に基づいて適切な地盤対策・改良工事、基礎の設計施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じた場合、建物と地盤の修復工事を行います。

引渡し翌日より満10年間

NPO住宅地盤診断センター
修復工事の実施 (2,000万円迄の工事)
100%

安心 ワイド

【新商品】地盤の瑕疵(不同沈下)が原因で瑕疵保険が適用される際
瑕疵保険で填補されない20%分を保証

保証料：¥18,900 (税込)

表面波探査法による地盤調査の結果に基づいて適切な地盤対策・改良工事、基礎の設計施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じ、住宅瑕疵担保責任保険法人より保険金の支払いを受けた場合に、瑕疵保険で填補されない残り20%分の金額をお支払いします。

瑕疵保険の保険期間 (10年間)

瑕疵保険法人からの保険金
80%

※但し各保険法人の定める免責額あり

NPO住宅地盤診断
センター
20%

※「安心ワイド」適用にあたっては、瑕疵保険法人から保険金が支払われた事実及び額を証明する書類のご提出が必要です。

NPO法人の地盤保証は、いつまでも安心です

NPO法人が地盤保証制度を運営することのメリット

当NPO（特定非営利活動法人）は、現在80社を超える地盤調査会社（法人会員）で構成されています。

地盤保証「安住」「安心ワイド」は、当NPOが大手損害保険会社と保険契約を締結しています。一民間企業と大手損害保険会社との契約では、その企業が倒産した場合には保険そのものが失効してしまいます。そういった不安を全面的に解消するために、当NPOと大手損害保険会社が保険契約を締結しました。たとえ数社が企業存続ができなくなったとしても、NPO法人を他の多くの会員が運営していきます。

保証開始から10年間、地盤保証の効力が失われることはありませんのでご安心下さい。

安住 安心ワイド 【地盤保証の概要】

1. 地盤保証にご加入できる方

地盤保証「安住」「安心ワイド」は、品確法上の瑕疵担保責任を負う住宅供給者様(引渡業者様)がご利用することができます。1物件ごとのご加入となります。

2. 対象物件

木造・軽量鉄骨造の独立住宅(一戸建て)で、地上3階・地下1階までの建物、かつ、軒高10m以下、延床面積280㎡以下の専用住宅が対象となります。

店舗専用建物や住居面積が延床面積の半分に満たない店舗併用住宅はご加入いただけません。

集合住宅や、住居面積が延床面積の半分以上を超える店舗併用住宅は、当団体が個別にご加入の可否を審査致します。

3. 地盤調査

地盤保証「安住」「安心ワイド」のご利用にあたっては、NPO住宅地盤診断センター会員企業が行う、表面波探査法による地盤調査(支持力・沈下量調査)が必要となります。また、地盤調査報告書には、当NPO又はビイック株式会社による基礎考察書が添付されていることが必要です。さらに、基礎考察書に従った内容の施工を行っていただくことが必要です。

適切な地盤調査を行うために障害となる要因がある場合は、障害要因を排除した後に地盤調査を行うことが必要です。

※障害要因の例: 既存構造物が存在する場合、調査後に盛土・切土・埋戻しなどの造成予定がある場合、樹木を抜く場合、建物配置内にアスファルト、コンクリートが存在している場合、埋設物を掘り起こす場合、など。

4. 手続きの流れ

①地盤調査報告書の基礎提案、基礎考察に従った地業または地盤対策(補強)工事の実施

基礎考察の中で「表面波探査法による再度の地盤調査が必要」と明記された物件については、地業または地盤対策工事後に、表面波探査法による再調査が必要となります。

②「転圧地業写真帳」または「地盤対策(補強)工事報告書」のご提出

転圧地業においては、基礎考察書に従った内容であることが判断できる写真(根切深度、砕石厚、転圧状況等)を撮影し、「転圧地業写真帳」としてまとめの上でご提出下さい。

地盤補強工事(表層地盤改良工事・杭工事など)については地盤補強工事専門業者にご依頼下さい。工事実施にあたっては、事前に当NPOと工事施工業者との間で、施工責任についての覚書を取り交わすことが必要です。

③「地盤保証発行申請書」のご提出

地盤保証「安住」の保証期間は引渡日の翌日午前0時から満10年間です。また、地盤保証「安心ワイド」の保証期間は、住宅瑕疵保険法人が定める保険期間(原則として引渡日から10年間)です。いずれの場合も、引渡日が決定し次第、ご提出下さい。

④「地盤保証書」の発行

保証書が到着したら、内容をご確認の上、加入者である住宅供給者様(引渡業者様)において、紛失しないように大切に保管して下さい。

※地盤保証書の発行には、事前に地盤保証料をお支払いいただくことが必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください

NPO住宅地盤診断センター(内閣府認証:府国生第568号)

正会員 地盤調査専門会社 **ビイック株式会社** 営業部

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-12-16

TEL:03-3947-5800 FAX:03-3947-7321 <http://www.vic-ltd.co.jp>